

2024 年度 第 2 回八尾市地域就労支援基本計画推進委員会 議事要旨

日 時 2025 年 2 月 6 日 (木) 午前 10 時 00 分～午前 11 時 40 分

場 所 八尾商工会議所 3 階 多目的室

出席者

<外部委員> 五石委員長、名越委員、神野委員、川野委員、森委員、藤本委員、笠原委員、朴委員、音田委員
計 9 名
<庁内委員> 宮崎委員、亀谷委員、相原委員、徳光委員、生野課長補佐、吉澤課長補佐、野本委員、下村委員、藤本委員 計 9 名
<オブザーバー> 地域就労支援コーディネーター (2)、チーフ・パーソナル・サポーター、企業開拓員 計 4 名
<事務局> 6 名

総計 28 名

－事務局による司会で次第に沿って進行－

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

委 員 長：来年度、就労準備支援事業と被保護者就労準備支援事業の一体的実施が施行されるにあたって、モデル事業が実施されると聞いている。この改正は、就労準備や就労訓練の利用が低調で実施成果について疑問の声が出ていることが背景にあると思う。私見ではあるが、利用者が少ない理由は、看板に問題があつて、窓口名称に「生活困窮者」や「生活保護」、「福祉」などの名称がついていると、就労支援を受けたい利用者が躊躇してしまうのではないかと考えている。八尾市では、地域就労支援事業という形で独自の就労支援があり、その中で、差別解消等も併せて取り組んできた歴史がある。来年度以降の新しい動きや地域資源を利用しつつ、地域就労支援事業を盛り立てていければと思う。

－委員長による議事進行－

3. 2025 年度 (令和 7 年度) 事業計画 (案) について

事務局より、資料にそつて説明。

委 員：2024 年度事業計画の重点内容にかかるふりかえりに記載されている「高年齢者層」や教育関係でいう「青少年」は、労働分野においては何歳が基準とされているのか、また、「地域就労支援センター及びパーソナルサポートセンターによるアウトリーチ支援の充実」にあるコミセン面接会・説明会について、参加者全員が面接を受けたのかを教えてほしい。さらに、OJT を含めた就労訓練について、地域就労支援事業やパーソナル・サポート事業だけでなく、全体的に他の訓練との関係性をどのように考えているのか教えてほしい。

事 務 局：まず、高年齢者層は概ね 55 歳以上としている。青少年層については、労働分野でのはっきりした定義はなく、若年層という言い方で 35 歳までとなっている。2 つ目のコミセン面接会

については、概算ではあるが、7月の志紀の面接会では約30名のうち25名程度、竹濑では8名の参加で8件の面接、10月の志紀では12名で9件面接、竹濑では4人で4件、大正では10人で10件となっている。全員が面接を受けるよう誘導しているが、面接せずに帰られる方もいる。そのような方を含め、地域就労支援コーディネーターが出張面接会としてブースを設け、相談につなげた。3つ目のOJTを含めた訓練については、就労体験の応募前コースで、OJTをしながら、会社、就労困難者ともに就労状況を確認してもらえということで、力を入れて取り組んできた。事業者にとっても万一の保険もあり、双方ともに応募のハードルが下がるメリットがあるため、今後も周知、取組みの拡大に力を入れたいと思っている。

委員 長：生活困窮者自立支援制度の就労訓練は現在どのような状況なのか。

委員：中間的就労については労働支援課で把握している。

委員：(生活困窮者自立支援制度の) 中間的就労は社会福祉施設において実施している。また、身近な訓練としては、パーソナル・サポート事業の久宝寺緑地での就労体験があり、この体験は、本人の状況把握や今後必要な支援の見極めなど、重要な役割を果たしていると思っている。また、市役所の中でも、他課と連携し封入作業などの体験もしてもらっている。さらに就労に近い状態になれば、企業での就労につながる応募前の就労体験を行う。このような流れで段階に応じた就労体験を行っているところである。

委員：生活困窮者自立支援制度の中間的就労とその後の自立訓練など、どのようにして一体的に進めていくのかを2025年度の事業計画に入れなければならないと思う。そもそも地域就労支援計画は、福祉や労働から除外されてきた人達をどう支援するかということが大きな柱となっている。生活困窮者自立支援法の改正もある中で、改めて福祉と労働としての視点を持たなくてはならないのかなと思う。その中には人権という視点も必要で、それぞれではなくどう一体的に支援していくのかを基本計画の中に入れておかなければならないと思う。事業の基本計画ではなく基本構想としての基本計画、その上で、事業を実施していくことを明確にしておくべきだと思う。

委員：これまでも、地域就労支援基本計画の中で、地域就労支援センターと無料職業紹介所、パーソナルサポートセンターの一体的な連携によって、段階や状況に応じて連携して支援を行うと定めており、パーソナル・サポート事業については、様々な自立の支援を行い、就労につなげる重要な役割を果たしていると認識している。潜在的対象者が増えてきている中で、利用者を増やし、この大事な事業につなげ、自立に向けた訓練をしていただきたいということで、庁内で検討した結果、福祉部に移管されることになったが、日常的・社会的・経済的自立の訓練の機能を持ったまま事業を行うこととなっている。また、移管後も、わかごぼう機能の入り口と出口で地域就労支援コーディネーターがつながり支援を実施していくように協議調整をしているところであり、引き続き労働と福祉で連携しながら、就労支援に努めていきたいと思っている。

委員：来年度、健康福祉部でわかごぼう部分を引き継ぐ。令和2年度に定額給付金の訪問勧奨を

行った際、40代50代のひきこもりの方が非常に多いという課題が見えた。今、8050で就労が困難な方、社会との接点が薄い方など多くの相談を受ける中で、この事業を就労準備支援事業と位置づけ、関係機関と連携しながら、社会との接点、自立に向けてしっかり支援してまいりたい。重層支援体制では、様々な窓口があり、まずは各窓口でしっかり相談を受け止め、もれなく支援できるよう周知を含めて実施していきたい。

委員 長：八尾市では、就労支援が様々なところに散らばっており、生活困窮の就労訓練と地域就労支援事業があまりつながっていないように見える。生活保護の就労支援や若者サポステなどもある中、全体として就労支援がどうなっているのか、それが地域就労とどうつながるのか、今後はこれらの支援を一体的に実施することが重要となってくると思う。また、人権という視点では、就労支援を最低生活保障と考えている自治体があり、密室で一人黙々と訓練をするといったような、最低限度の仕事ができればいいという対応が見られる。そうではなく、人権保障あるいは幸福の追求、社会生活や自尊心の回復といった視点から就労支援を考えなければならないと思う。それが地域就労の理念のひとつではないかと思っている。「一体的実施」と「人権尊重」は重要なテーマであると思う。

委員：3つ質問がある。まず、表題が2025年度（令和）7年度と書かれているが、八尾市ではスタンダードな書き方なのか。また、もう一つは、予算が前年度比96.1%で3.9%減となっているが、八尾市の予算ヒアリングの基本があるのか。三つ目に就労困難者は人・団体にもよるが、全国的に1500万人と見積もっているところもある。全国で1500万人ということは、控えめに1割としても八尾市で2,3万人いるということになる。就労困難者が1,2割いるという前提で、年度実施方針をこのような層に焦点を合わせて施策を実施しているというような書き方にしてはどうか。今回2024年度の完全失業率2.5%前後として、数字が上がっているが、これだと2009年度の5.5%の失業率の半分以下になっているという印象を与える。この数値は、この30年で非正規雇用率が2割から4割に増えていることと連動していると思う。八尾市として、例えば就労困難者が1割だと仮定してこの事業はこの部分に焦点を当て実施しているという書き方にすれば、2.5%を対象にしているのではなく、1,2割の人を対象に事業をしていることになり、事業の印象が大きく違ってくると思う。

事務局：年度表記については、スタンダードになっているということではなく、令和7年度という表記が多いと思う。予算については、結果的に4%少なくなったというところである。3点目については、就労困難者がどれほどいるかの把握は難しいが、完全失業率の約2.5%とはかけ離れていると認識している。ここに完全失業率を記載しているのは、一般的な雇用情勢は悪くないかもしれないが、就労困難者にとっては非常に厳しい状況であるということを示すことが狙いであった。完全失業率は非労働力人口を含めていないという点で、就労困難者を表す数字としては適切でないと思っている。また、非正規雇用の方も失業率に入っておらず、次年度は非正規の方にも着目し、実施方針の書き方を考えていきたい。また、力を入れる層としては、現在、制度の狭間の方が多くなってきており、公的機関としては、この層に対する支援が必要だと思っている。来年度の実施方針ではその点も踏まえ説明させていただきたい。

委員 長：統計上、失業者は離職者のうち直近で求職活動をしている人のみが対象となっている。離職し就職したいが直近で求職活動をしていない場合は、非労働力人口にカウントされ、失業者には入らない。非労働力人口のうち就職希望者は、八尾市と東大阪市を合わせて2万人程度おり、八尾市だと1万弱かと思われる。そこに失業者、非正規就労で不安定な状況の方を合わせると2万人から3万人程度ではないかと思う。生活困窮者自立支援制度に限らず、国の施策は、その地域に対象者がどれくらいいるのかが出されておらず、わからないにも関わらず支援しているのが現状である。数字は出せるはずであり、それを考えると非常に少ない層にしかアプローチができていないように思う。見積りでもいいので数字を出し、どのような層にアプローチができていないかを認識しておくことは重要だと思う。例えば、障がい者の家庭では、失職や両親の死亡などの際、自分で解決しなければと思ってる方が多く、周りに相談される方が少ない。現状では、そのような方へはアプローチできていないところもある。そのような人たちの具体的な数字を認識しておくことが今後重要だと私も思う。

委員：地域就労支援事業は、失業者にもなれない失業者がいたところから始まっている。内職や日雇いなど仕事はしているが、雇用保険がもらえない人が多く存在し、その中に在日や部落の人がいて、その人たちの人権や差別に関わるどころに出発点があった。パーソナル・サポート事業では、働こうとする人に対しては就労へのモチベーションを上げる、相手側にはこのようにアプローチすればしっかり働いてもらえるというお互いの自信になる場合がある。そのような意味でも、中間的就労を含めた訓練の現場は非常に大切であると思っている。私は保護司をやっているが、罪を犯した人が社会に戻ってきた時、働くことで生活習慣を身につけたり社会の一員であることを見い出したりするが、それが非常に大事だと思っている。偏見や差別もあり、履歴書の問題等もあるが、保護司会では、そのような人を社会の一員として位置づけるよう応援している。また、八尾の協力雇用主会では、「頼まれれば雇う」という意気込みで支援をしており、八尾の地域就労支援でもそのような応援団を作ってはどうかと以前より言っている。できる要素としては、企業人権協議会や商工会議所もある。一度でできなくても、サポート集団を作っていけばいいのではと思う。昔、地域就労支援コーディネーターをやっていた際のケースで、生活保護を受給している世帯があった。40代の父が酒を飲んで働かず、妻が一所懸命働いていた。父は車の運転はできるが免許がなかったため、生活保護課と様々な協議をし、教習所に通えるようになったが、読み書きが難しかった。教習所に相談すると問題集や試験もルビ対応してもらえ、隣保館でも読み書き訓練などをしてもらい、無事免許を取得した。その後、面接に履歴書を持っていくと、同和地区名を見て「喧嘩せずに働けるか」と問われるという間接的な差別に直面し、やる気を無くしてしまい、酒に走るというケースがあった。自分ではどうしようもない差別があり、そこから地域就労支援事業が始まったことを忘れていないかと思う。財政も苦しいと思うが、就労体験等、お互いに自信がつくような職業訓練の場を、八尾市独自で、もしくは応援団を作るといって実施するべきではないか。また、協力雇用主会には八尾市も加入しており、アルバイト等の短期間でもよいので、雇ってもらいたいと思っている。もう一つ、福祉分野と連携することは良いことだと思うが、福祉的居場所がないため、わかごぼうで補うという風にも見える。もともと労働支援課が持っていた意味があったと思う。福祉施策の範疇の人だけになると、地域就労支援事業におけるチャレンジの事業という部分が薄くなるのではないかと思っている。

事務局：地域就労支援事業の発足の話は、コーディネーターを含めメンバーで絶えず会議を含め、コミュニケーションを取りながら日々認識しているところである。就労困難者の応援団については重要だと考えているが、就労困難者の採用については、腰が重い事業者が非常に多いのが現状である。その部分を解きほぐし、粘り強く啓発する必要があると考えており、今年度は企業人権協議会の会員企業を対象に、地域のコミュニティセンターで面接会説明会を開催した。実績としては、61名参加し、就労件数は6件である。求人については、就労困難者が応募しにくい求人もあったが、啓発を行い協議することで、譲歩いただいた部分もある。協力雇用主会のレベルまではいかないが、そのような啓発を進め、理解を深めた会社を増やして集約し、地域就労支援コーディネーターと共有して、就労につなげていきたいと考えている。また、企業人権協議会に限らず、無料職業紹介所で実施する面接会でも啓発を行い、労働支援課として、求人の切り出し、要件緩和、事業者へのアプローチを踏まえて、着実に歩みを進めていきたいと考えている。

委員長：応援団をつくるという件は、以前より言われていると思う。例えば京都府では約2000社の企業応援団がある。全てが就労困難者を受け入れているわけではないが、一旦プールし、その中から尽力を必要とする企業を選んでマッチングするという形で実施しており、非常に有効であると思う。また、富士宮市だったと記憶しているが、認証制度を作って受け入れてもらうという形をとっていたと思う。企業にとって宣伝になるようなインセンティブを作りプールできるようにすれば、そこからピックアップして依頼することもできる。面接会等は重要であるが、2万人のうちの10人・20人となると潜在的な需要に応えられないと思われるため、網を広げる意味でも考えていくべきだと思う。また、福祉的範疇の方ばかりになることに関する懸念はもっともだと思う。自信の回復や社会とのつながりを取り戻すにあたっては、様々な人が入り混じっている方が良く、そのような場所づくりが就労支援には非常に大事である。先程、生活困窮者自立支援制度の就労訓練の話題が出たが、労働と福祉の違いであまり利用されていないと思うが、それも一体化して考えていく必要があると思われる。

委員：重点内容のふりかえりでの地域就労支援事業の情報発信の評価だが、この周知は委託で職員が行っているのか。近年、民間への丸投げによって、行政内の情報やスキル、ノウハウが無くなり、結果、意欲が削がれたり、やり方を知らないという状況になってきている。その点において、行政職員が直接実施することが重要だと思っている。次に、桂・安中人權コミュニティセンターで履歴書の書き方セミナーを実施したとあるが、これも大事な取り組みだと思っている。履歴書の作成は、書く気にさえなれば書ける場合と書く気になっても書けない場合などさまざまである。過去には履歴を隠していた方もいる。そうしなければ就労できない方も世の中には存在する。また、読み書きの能力面で書けない人もおり、このような作業を通して浮かんできた課題を教育につなぐことも重要であると思っている。生活困難には、様々な要因があり、一つ目に労働や経済面、二つ目に読み書きなどの教育文化面、三つ目に人とのつながり、制度とのつながりである対人的、社会的側面、四つ目に差別がある。履歴書の書き方セミナーも、直接は労働に関わることだが、教育、対人的つながりと広がっていくと思う。直接のテーマをきっかけにして、八尾市でやっている様々な事業に結び付けていくという意識で事業を実施していただければと思う。

事務局：PRについては、地域就労支援事業のリーフレットなどは職員で作成しており、イベントなど

で共催するハローワークからノウハウやパソコンソフトの使い方などのアドバイスもいただいている。今後の周知については、SNSの発信のほか、口コミ、窓口周知などの地道な周知と合わせて継続して実施していきたい。次に、地域就労支援セミナーは、桂・安中の両人権コミュニティセンターの館長と協議し、人権コミュニティセンターでしかできないセミナーという観点で実施した。一般のセミナーではなく、一人一人のニーズに寄り添ったセミナーとして実施し、参加者それぞれの悩みを聞き、人権や公正採用選考についても考慮しながら、記入する内容などを具体的に説明した。今後も継続して実施していきたいと考えているが、他課の事業とリンクさせながら様々な方向で発展させていきたいと考えている。

委員 長：発言いただいていない各委員に一言いただきたい。

委員：先程八尾市より中央地域就労支援センターの相談件数が周知により増加したと説明があった。隣接するハローワーク布施の出先機関の八尾市地域職業相談室でも利用者の減少が課題となっていたが、八尾市の協力で各地のイベントを含め宣伝効果があり、集客につながった。12月は新規相談者数が対前年度比の13.3%増しの128人、窓口相談件数も対前年度同月比で6.6%増しの562件となっている。今後も八尾市との連携を密にし、就労支援に取り組んでまいりたい。

委員：大阪府では、OSAKA しごとフィールドを拠点に支援を実施し、各市町村の地域就労支援センターとの連携強化を課題として取り組みを進めている。来年度は、デジタルを活用した就労支援を拡充させたいと考えており、地域就労支援センターと連携しWEBでのカウンセリングやセミナーの受講などを検討しているところである。実施メニュー等について提案等いただければ検討したいと思っているので、よろしく願いしたい。

委員：商工会議所では、企業の経営支援を実施しているが、冒頭にも記載されていた通り事業者側も非常に経営困難であることを認識いただきたいと思っている。人件費の面や原材料の高騰など、企業も利益が取れない中で人も雇わなくてはいけない状況にある。企業側としても努力をしており、人を大事にするという部分に思いを持っておられる企業も多いと感じている。就労者側では、リストラなどで離職される方も多いが、今は就職よりフリーランスや個人事業主になる方が非常に増加し廃業率の増加が若干止まっているが、廃業は多い。また、M&Aによる合併も非常に増えてきている。一事業所としては強化されるが、求人が増加するまでいけるのか、それらをご理解いただきながら支援をしていただきたい。当所としても企業人権協議会に携わっており、事業所に対して協力を求める部分は実施していきたいと考えている。

委員：パーソナルサポートセンターと地域就労支援コーディネーターが関わった事例で、小さな子供を持つ外国人女性が、働くことを目的にパーソナルサポートセンターで日本語支援を受けていた。就労を希望し、無料職業紹介所から求人情報を出していただき、夫が子どもの世話ができる夜間の仕事につくことになった。しかし、日本語ができないので、コーディネーターがどのような仕事なのかを一緒に見て、この仕事ならできるという認識のもと就労を開始し、現在その会社で働いている。これは、三者が一体となった好事例だと思っている。この事例は先に求人が出ていたが、業務の切りだしという意味では、日本語のハードルを超えて働くことがで

きた良い事例であると思う。ふりかえりの中では難しい部分もあるとされているが、次年度以降も頑張っていたきたいと思う。

委員：個人パソコン講座であるが、今の時代パソコンが使えることは大事なことであると思う。また、履歴書の書き方セミナーも大事であり、引き続き実施していただけたらありがたいと思う。

委員長：本日は次年度の重点内容を検討いただきながら、改めて地域就労支援事業のそもそもの趣旨、目的、それにあった今後の対応について具体的な提案をいただけたと思う。

7. あいさつ（魅力創造部長）

8. 閉会

以上